

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入していない方で江東区に住んでいる方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません。

次に該当する方は国民健康保険の加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

就職や扶養認定で職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。お勤め先の会社が届出を代行することはありません。

加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うこととなります。また、誤って使ってしまった分の医療費を返還することになりますので、ご注意ください。

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援金分)、介護納付金分(介護分)を合わせて算出します。それぞれの平成28年度の保険料率等が、下表のとおり改定されました。

なお、納付方法は普通徴収と特別徴収の2種類です。

「普通徴収」年間保険料額を、6月期・平成29年3月期の10回に割り振り、納付書または口座振替等で納めていただきます。

「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法です。4・6・8月に仮徴収(※)として納めていただいた後、10月から本徴収が始まります。本徴収は年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を、10・12・2月に割り振ります。

※前年度から引き続き特別徴収

特別徴収が始まる方へ

(年金からの差し引き)介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収(年金からの差し引き)が4月、6月から始まる方あて仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金からの差引きされる方の4月と6月の保険料は2月と同額になります。

平成28年度の介護保険料額は6月中旬に通知

後期高齢者医療保険料を改定

決定通知書等は7月中旬に発送

平成28・29年度の保険料率が下図のように決定されました(東京都後期高齢者医療広域連合により、2年ごとに算定方法が改定されます)。

保険料の計算方法等、詳細は東京都後期高齢者医療広域連合から発行されている「東京いきいき通信」等をご参照ください。

平成28年度の保険料額決定通知書等は7月中旬に発送します。

医療保険課収納管理係
☎(3647)8520
FAX(3647)8443

後期高齢者医療保険料(年額)

	均等割額	所得割率	限度額
平成28・29年度	42,400円 (200円増)	9.07% (0.09ポイント増)	57万円 (変更なし)
平成26・27年度 (参考)	42,200円	8.98%	57万円

保険料の支払い方法

介護保険は、皆さんの納める

保険料の支払いが困難な方はご相談を

保険料を滞納していると、滞

の方は、平成28年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として納めていただきます。

平成27年4月以降に65歳になった方や転入した方等で新たに対象となる方は、平成27年度の基礎賦課分と後期高齢者支援金等分を合わせた年間保険料の、おおむね6分の1の額を仮徴収として納めていただきます。対象の方には事前に仮徴収額決定通知書をお送りします。

非自発的失業者の方の保険料を届け出により軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、前年の給与所得を100分の納期間に応じて、介護サービスを利用する際に利用者負担が3割に引き上げられるなどの措置がとられ、負担増になります。保険料を分割してお支払いいただく等の方法もありますので、ご相談ください。

徴収嘱託員・コールセンターからのお知らせ

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します。平日のほかに土・日曜、祝日も保険料の徴収に伺います(嘱託員は、身分証を携帯しています)。

外出が困難な方等で訪問をご希望される方は、介護保険課までご連絡ください。また、コールセンターから電話による未納のお知らせも行っています。

介護保険課資格係
☎(3647)9493

の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」で、離職時の年齢が65歳未満の方

保険料の均等割額の減額基準の変更

前年中の総所得金額等が基準以下の方に對して、保険料の均等割額の7割、5割または2割が減額されます。平成28年度は減額基準が変更されました。

均等割額減額基準、納付方法等の詳細は、国保加入世帯に4月中旬にお送りする「国保

昭和45年以前に建てられた木造系の住宅など

区では、老朽建築物の除却に對して、除却費用の一部を助成する制度を設けています。

※申請には、建築調整課建築防災係(区役所5階25番)にある「誰でもできるわが家の耐震診断」を記入し、提出してください。

「対象建築物」昭和45年以前に建築された建築物で、建築物の構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用

「対象建築物」昭和45年以前に建築された建築物で、建築物の構造が木造または木造と鉄骨造による混構造。建物の用途が専用

「申請期間」4月1日(金)から平成29年1月31日(金)まで

「申請対象者」対象建築物の所有者で個人の方に限ります。

「助成額」除却工事費用の2分の1(50万円が上限)

建築調整課建築防災係
☎(3647)9764
FAX(3647)9009

保険料の計算のしかた等

年間保険料額 (28年4月~29年3月)	=	①医療分 (加入者全員)	+	②支援金分 (加入者全員)	+	③介護分 (40~64歳の加入者)
		◆所得割額◆ 加入者全員の「年間所得額」×6.86%		◆均等割額◆ 35,400円×加入者数		◆所得割額◆ 40~64歳の加入者の「年間所得額」×1.48%
				◆均等割額◆ 10,800円×加入者数		◆均等割額◆ 14,700円×40~64歳の加入者数

「年間所得額」前年の総所得、山林所得金額、株式・分離譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです(雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います)。